

名古屋市上下水道局管理規程第 5 号

名古屋市上下水道局公印規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 18 日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第 7 条に次の 2 項を加える。

- 2 管守者は、その管守する公印につき次に掲げるところにより、調査課長に報告しなければならない。
 - (1) 新調又は改刻したときは新印の印影、その管守の場所その他につき当該新印の使用開始日前 5 日までに、廃止したときは廃印の印影、その措置その他につき当該廃印の使用廃止後速やかに、それぞれ公印（新調・改刻・廃止）報告書（第 3 号様式）を用いて報告すること。
 - (2) 管守の場所を変更したときは、速やかにその旨を報告すること。
- 3 前項第 1 号の場合において、管守者は不用となった旧公印を調査課長に引き渡し、調査課長は引渡しを受けた旧公印を廃棄処分に付さなければならない。

第 8 条を削る。

第 8 条の 2 中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 電子印に使用される公印の管守者は、電子印の使用数その他の使用状況を明らかにしておかなければならない。

第 8 条の 2 を第 8 条とする。

第 10 条を第 12 条とし、第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（事故報告）

- 第 10 条 管守者は、公印又は当該印影の不正使用、偽造使用又は紛失、盗難その他の事故があったときは、速やかに事情を明らかにしてその旨を調査課長に報告しなければならない。

(調査)

第11条 調査課長は、公印の管守、使用状況等について、管守者等に対し報告を徴し、又は調査することができる。

別表課（公所）長印の部てん書の項を削る。

第1号様式中「総務部調査課長様」を「総務部調査課長 様」に改める。

第3号様式を削る。

第4号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に、「総務部調査課長様」を「総務部調査課長 様」に、

「

事務担当者 補職名 氏 名 電話番号	1か年の公印使用見込（実績）数
-----------------------------	-----------------

」

を

「

事務担当者 補職名 氏 名 電話番号	1年度の公印使用見込数（廃止にあっては、廃止した年度の公印使用実績数）
-----------------------------	-------------------------------------

」

に改め、同様式を第3号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市上下水道局公印規程の規定により調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規程

による改正後の名古屋市上下水道局公印規程（以下「改正後規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、改正後規程の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。